

東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館の指定管理者制度の更新について

東習志野図書館、新習志野図書館(※)、谷津図書館の3図書館(以下、単に「3図書館」という。)の管理は、指定管理者に一括して行わせているが、その指定管理期間が令和3年度末(令和4年3月31日)をもって終了することから、以下の方針により令和4年度からの指定管理者制度の更新を行っている。

※ 新習志野図書館には移動図書館の管理運営業務及び連絡車業務を含めています。

1. 指定管理者制度の更新及び事業者選定の方針(令和3年2月10日習志野市経営改革推進委員会決定)
 - ・ 3図書館を一括して管理する事業者を公募により選定すること。
 - ・ 指定管理期間は5年(令和4年4月1日～令和9年3月31日)とすること。

上記の方針とした主な理由

- ① 本市の図書館は、直営館である中央図書館を中心に、4つの図書館で一つの図書館として、資料の分担収集、分担保存で蔵書コレクションを構築し、また、蔵書検索・予約システム及び連絡車の毎日運行により蔵書数の規模に係らない資料提供をしており、1事業者による管理で図書館間の連携がスムーズにできている。
- ② 1事業者による管理で、通常時及び緊急時の指示、命令系統が一本化できている。
- ③ 事業者は3図書館を一括受託することで、管理経費の削減や柔軟な人員の配置ができ、運営費の軽減を図ることができるため、市としては提案される指定管理料の縮減が期待できる。
- ④ 指定管理期間については、公の施設における指定管理者制度実施に関する指針では3年～5年を標準としているが、短期間であると受託準備に関する初期経費の負担が重くなり、また、スタッフも業務に習熟することが困難になるなどの課題を考慮し、従来通り5年とする。

2. 前回(平成28年度)の公募内容と今回の公募内容の主な変更点

- ① 対象施設から藤崎図書館(令和2年3月31日閉館)を除いたこと。
- ② より広く事業者を募るため、申請者の資格要件から、事業者の所在地要件を除き、応募説明会の参加を任意とした(前は千葉県内、又は東京都内に主たる事務所を有することを条件とし応募説明会の参加は必須)。
- ③ 事業者により良い提案書を作成する時間を提供するため、申請期間にお盆休業期間が含まれないよう、申請期間(募集要項配布開始～申請書受付締切)を約1ヶ月早めたこと(前回:7/15～8/26→今回6/15～8/6)。
- ④ 本市が子どもの読書活動推進計画を策定(平成31年3月)したことを踏まえ、子どもの読書活動の推進に寄与する提案をするよう仕様書に明記したこと。

3. スケジュール

※色付部分は終了

年月日	会議等	内容
6月15日(火)～ 7月9日(金)	募集要項・仕様書等の配布	HPでも公表。ダウンロード可能
7月14日(水)	応募説明会・施設見学会 (参加は任意)	※選定作業中のため、参加社数の公表は控えていただきます。
7月28日(水)～ 8月6日(金)	申請書類受け付け	※選定作業中のため、申請社数の公表は控えていただきます。
8月17日(日)	令和3年度第1回社会教育委員会 会議	次期指定管理者選定の進捗状況 報告
9月中旬	生涯学習部指定管理者制度検討 委員会(委員長:生涯学習部次長)	申請者面接
9月下旬	教育委員会指定管理者候補者選 定委員会(委員長:教育長)	指定管理候補者の選定
10月27日(水)	教育委員会会議	指定管理者候補者の議決・市長へ の申し入れ
11月(予定)	第2回社会教育委員会会議	指定管理者候補者決定の報告
11月29日(月)～	市議会第4回定例会	指定議案、債務負担行為の提案
1月上旬	基本協定書締結	締結後、引継ぎ開始
1月19日(水)	教育委員会会議	指定管理者指定の報告
2月か3月(予定)	第3回社会教育委員会会議	指定管理者指定の報告
4月1日(金)	年度協定書締結	次期指定管理者による業務開始

4. 参考:市立図書館への指定管理者制度導入経過

年月日	内容
平成24年4月1日	東習志野・新習志野・藤崎・谷津の管理に指定管理者制度導入(指定 管理期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日。指定管理 者:図書館流通センター)
平成29年4月1日	指定管理者を更新(指定管理期間:平成29年4月1日～令和4年 3月31日。指定管理者:図書館流通センター)
平成30年4月1日	移動図書館の管理及び連絡車業務を指定管理業務に追加
令和2年3月31日	藤崎図書館閉館(指定管理者業務終了)